不利益処分の処分基準

処分の内容		正当な理由のない貸付金償還の遅延に伴う延滞利息の徴収
根拠法令及び条項		新座市国民健康保険出産費資金貸付基金条例第９条
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	第９条　貸付けを受けた者が、正当な理由がなく貸付金の償還を遅延したときは、遅延日数に応じ、年14.6パーセント(当該貸付金の償還期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合による延滞利息を徴収する。ただし、当該延滞利息の額が100円未満であるときは、徴収しない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）